

日本労働年鑑 第58集 1988年版
The Labour Year Book of Japan 1988

第五部 労働・社会政策

V ILO

1 第七三回ILO総会

第七三回総会の概要

第七三回ILO総会は、一九八七年六月三日から二三日まで、ジュネーブのパレ・デ・ナシオンで開催された。議題は次のとおりであった。(1)理事会および事務局長の報告、(2)計画・予算上の提案およびその他の財政問題、(3)条約および勧告の適用に関する情報および報告、(4)雇用の促進と社会保障(第一次討議)、(5)建設業における安全衛生(第一次討議)、(6)技術協力におけるILOの役割。

また、この総会には、一九八一年に更新された「南アフリカにおけるアパルトヘイト政策に関する宣言」にもとづく事務局長の特別報告書等が提出された。

この総会には加盟国一五〇カ国中一三八カ国から約一八〇〇名におよぶ代表団が参加した。加盟国でない韓国から三者構成の代表団が、同じく北朝鮮からは政府側だけの代表団が、それぞれオブザーバーとして参加した。日本代表団(代表、代表代理および代表顧問)は総勢三二名で、そのうち代表の氏名は次のとおりである(敬称略)。

政府側＝波多野敬雄在ジュネーブ国際機関日本政府代表部特命全権大使、中村正労働大臣官房総務審議官
使用者側＝辻野坦日本経営者団体連盟常任理事
労働者側＝丸山康雄日本労働組合総評議会副議長

また、平井卓志労働大臣がビジティング・ミニスターとして出席した。この年の総会の議長にはアジアの加盟国から就任する順番になっており、ヨルダンのカレド・ハジ・ハッサン労働・社会開発大臣が議長に選出された。

特別講演者として招待されたのは、アルゼンチンのラウル・アルフォンシン大統領と、ポルトガルのマリオ・ロペス・ソアレス大統領であった。

ブランシャール事務局長の報告

事務局長報告書の第一部は「多国間協力の将来に関する省察－ILOの展望」と題され、ブランシャールILO事務局長はそのなかで、国連システムにたいする支持の回復について、次のように論じている。

近年、多国間協力のシステムである国連システムにたいする支持が低下している。この事態を改善するためには、国連システムの加盟国が支持の強化に努力してもらいたい。しかし、このような事態が生じたのは、世界の経済社会事情が激変してきたにもかかわらず、国連システムがそれに十分対応してこなかったからである。したがって、国連システムのほうでも環境適応能力の向上に努力しなければならない。「政労使三者の対話」というILOの問題解決方法は、これまで大きな成果を生んできた。この事実は「問題解決のために対話を」という方法があることを示唆する。国連システムの環境適応能力を低下させている原因は、国連システム内部における調整機能の弱さである。平和・開発など、同じ目標をめざしていながら、国連システム内部で機関相互間に、活動を調整しあい、協調しあう態勢が弱い。

ILOはいま世界の貧困と失業の解決をめざして努力している。この問題は、労働の側面からの対策だけでは解決できない。現代においては、賃金などの労務コストの変化よりも、為替レートや資金流通の変動の方が、国際貿易にたいしてはるかに大きな影響力を持っているのである。したがって、貧困と失業を打開するために、ILOは世界銀行、国際通貨基金(IMF)など、経済政策、国際金融、国際貿易等にかかわる国際機関が対話を行って、各機関が機能を発揮しつつ、相互に他の成功に寄与しあうよう行動すべきである。

事務局長は、「このようにしてこそ多国間協力が再び活性化されるのであり、また加盟国はこれを強力に後援してもらいたい」と訴えている。

事務局長報告をめぐる一般討論では、二五七名が代表演説を行って、事務局長の提案を支持した。そのうち一〇六名は労働関係閣僚であった。日本からは、平井卓志労働大臣、丸山康雄労働者代表および辻野坦使用者代表が、それぞれの立場から代表演説を行った。

予算総額三億二四八六万ドル

総額三億二四八六万ドルにのぼる一九八八―八九会計年度予算が成立した。この予算はードル＝一・六〇スイスフランの予算レートによって組まれている。一九八五年の第七一回総会で採択された一九八六―八七会計年度の当初予算(ードル＝二・五〇スイスフランの予算レートであった)の規模二億五三一四万ドルと比較すると、二八・三%の増加である。また、本年鑑の昨年度版のこの欄で述べた一九八六年の第七二回総会の特別決議による補正(一九八四―八五会計年度にドル高によって生じた剰余金を一九八六―八七会計年度にドル安のために生じる欠損の補填にあて、同会計年度の予算レートをードル＝二・〇五スイスフランに訂正した)後の一九八六―八七会計年度予算規模二億七九八二万二二六五ドルと比較すると、名目上一六・一%の増加となる。しかし、一九八八―八九会計年度予算をードル＝二・〇五スイスフランの予算レートで表わせば二億七二七一万三一七ドルとなるから、実質的には二・五%の減少である。

この予算案の審議は非常に難航した。圧倒的な理由は近年におけるドルの為替相場下落である。ILOの予算はドル建てであり、分担金はドルで納入しなければならない。一方、予算総額の約七〇%はスイスフランで支出され、二〇%はドルで、残りはこれら以外の通貨で支出される。ドルの対スイスフラン相場を市場の実態より高く評価した予算レートをを用いれば、加盟国の分担金拠出額はそれだけ少なくてすむが、ILOには財源不足が生じる。

ILO事務局がまとめた一九八八―八九会計年度予算の事務局原案は一九八七年二～三月の第二三五回理事会および一九八七年五月の第二三六回理事会で規模の圧縮が図られたのちに理事会案として第七三回総会に提出された。だが、そこでさらに規模が縮小されたのちようやく成立をみた。ILOの予算執行をドル安の影響から守るため一九八八―八九会計年度にドル先買い措置をとるための費用も計上されていたが、総会審議の結果、ドル安問題は一九八八年五月の理事会と同年六月の総会で改めて検討することになり、この費用も削られた。ドル安に悩む国際機関の姿をみることができる。

条約・勧告の適用

この総会のために条約勧告適用専門家委員会が準備した報告書『個々の国に関する一般報告および意見』(Report III, Part 4A)は、「第一部一般報告」の冒頭の部分で、同専門家委員会が一九二六年に設置され、一九二七年に第一回の会合を開催してから一九八七年が六〇周年にあたること

を記念して、「委員会設置六〇周年—委員会の基本原則、任務および活動方法」と題する一節を設けている。同専門家委員会の歴史を簡単にたどったのち、その任務、構成、基本原則、あい異なる経済社会的状況におけるILO条約の適用、国内法の審査、政府および労使団体との対話、諸監視手続き間の調整、「促進的」条約の適用、同専門家委員会の業務遂行方式の各項目について、基本的な事柄を確認している。

同報告書の「第二部個々の国に関する意見」では、日本について一九四八年の結社の自由・団結権保護条約(第八七号)に関連して公務員のストライキ禁止の問題と消防士の団結権否認の問題が、一九四九年の団結権・団体交渉権条約(第九八号)に関連して人事院の給与引き上げ勧告の実施、公労委の賃上げ裁定の実施、および公庫・公団の職員の団体交渉の問題が取り上げられた。いずれも同専門家委員会がすでに何度か取り上げた問題である。

特定の条約・勧告の適用状況に関する一般調査の報告にあてられる同報告書の第三部(Report III, Part 4A)では、作業環境の安全にかかわる一九六三年の機械防護条約(第一一九号)および同勧告(第一一八号)、ならびに一九七七年の作業環境(空気汚染、騒音および振動)条約(第一四八号)および同勧告(第一五六号)の適用状況の分析と評価が行われた。

雇用促進と社会保障——第一次討議

一九八四年の第七〇回ILO総会で採択された雇用政策(補足規定)勧告(第一六九号)は、労働者本人が自由に選択した、生産的な雇用にもとづく完全雇用を追求し、労働権を実質的に保障するために、具体的な施策をきめ細かく規定したが、明文では社会保障にふれていない。だが、それが規定する労働者の職業的・地理的な流動性の向上も、社会保障面での適切な裏付けがなければ、成果をあげにくい。

ところで、失業給付の総額は雇用政策の成否の影響をじかに受ける。しかも不況になれば、社会保障費のカットが生じやすい。そこで、従来は失業者に労働収入に代わる収入を提供することを目的として運営されてきた失業給付制度に、失業者の発生を可能なかぎり防止する機能、および失業者が発生した場合にその再就職を可能なかぎり円滑に実現する機能をもあわせ持たせることができれば、雇用促進政策の推進に非常に有力な手段が得られることになる。この構想はすでに日本の雇用保険制度などさまざまな国で実現されている。この課題はこうした展望のもとに、時代遅れになった一九三四年の失業給付条約(第四四号)などに代わる新たな国際労働基準をつくろうというもので、第一次討議の結果一九八八年の総会における第二次討議で、一条約と一勧告がつくられることになった。

日本労働年鑑 第58集 1988年版

発行 1988年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

****年**月**日公開開始